

町長選挙・町議会議員一般選挙は

4月22日(日)が投票日です

4月29日で任期が満了する町議会議員の一般選挙を次のとおり実施することが、町選挙管理委員会において決定しました。また、町長が4月30日に退職することに伴う町長選挙も同時に実施します。

告示日

4月17日(火)

投票日

4月22日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時です。

立候補予定者説明会

日時 3月19日(月) 午前10時から
場所 中央公民館3階B研修室
選挙の詳細については、広報ごか4月号でお知らせします。

政治家の寄附は

禁止されています

有権者が

寄附を求められません

禁止されています

●政治家からの寄附禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附することは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
(ただし、やであつても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合には処罰されます。)

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすることも禁止されています。

●政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員、構成員である団体・会社が選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附することは禁止されています。

●後援団体の寄附の禁止
後援団体が選挙区内にある者に対して花輪・香典・祝儀等を出すことは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されています。

●年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等のあいさつ状を出すことは禁止されています。

●あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や後援会が選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出すことは禁止されています。



五霞町議会議員定数削減!

14人から10人へ



2月13日に開催された五霞町議会臨時会において、議員定数を10人にする議員定数削減条例が全会一致で可決されました。

4月22日に行われる町議会議員一般選挙から適用されます。

地方自治法では「人口5千人以上1万人未満の市町村は18人以上で条例で定める」との規定があります。

議会では、一昨年の6月に今

まで16人だった条例定数を14人に削減することで決定したところですが、近年の財政状況、さらには近隣市町の議員定数削減の動きが活発化していることを考慮して、今回はさらに4人削減し、条例定数を10人とするものです。

お問い合わせ

議会事務局

☎(84)11111 (内線272)